

5-2 立入検査状況

(平成10年度)

工場敷 府・市	立入検査工場・事業場数										合計	
	大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	八尾市	枚方市	合計		
水城												
淀川	96	0	0	0	0	0	52	0	381	529		
神上流	102	0	0	0	0	0	2	0	0	104		
神下流	112	14	0	29	129	139	0	0	0	423		
箕屋川	436	23	0	222	0	0	0	231	17	929		
大阪市内河川	0	108	0	0	0	0	0	0	0	108		
大上流	571	19	0	0	0	0	0	0	0	590		
大下流	70	0	27	0	0	0	0	0	0	97		
上流	82	0	0	0	0	0	0	0	0	82		
一般	520	0	223	0	0	0	0	0	0	743		
臨海	201	0	123	0	0	0	0	0	0	324		
合計	2,190	164	373	222	29	129	193	231	398	3,929		

※ 立入検査工場・事業場数は延べ工場敷である。

5-3 法律及び府条例の対象工場・事業場

(1) 総括

区分	流 域										合計
	淀川	神崎川 上流	神崎川 下流	護国川	大内河川	大和川 上流	大和川 下流	泉州 上流	泉州 一般	泉州 臨海	
(平成11年3月31日現在)											
(1) 瀬戸内海法											
大阪府	10	19	19	68	106	6	19	158	22	427	
委任市	56	1	48	81	9	12		84	38	309	
計	66	20	67	149	115	18	19	242	60	736	
(2) 水質汚濁防止法											
大阪府	90	143	156	621	642	80	234	1244	42	3252	
委任市	317	4	332	889	29	9	115	557	49	2303	
計	407	147	488	1510	671	89	349	1801	91	5555	
(3) 生活環境保全条例											
大阪府	8	35	13	58	56	15	17	49	9	260	
委任市	29	1	20	116	4	2	3	8	2	198	
計	37	36	33	174	60	17	20	57	11	458	
合計											
大阪府	108	197	188	747	804	101	270	1451	73	3939	
委任市	402	6	400	1086	42	9	129	634	99	2810	
計	510	203	588	1833	846	110	399	2085	172	6749	

(2) 瀬戸内海環境保全特例措置法に基づくもの

(平成11年3月31日現在)

業種	瀬戸内海		川		神崎川上流		神崎川下流		豊原川		大瀬川内河川		大瀬川上流		大瀬川下流		東州上流		東州一級		東州臨海		計
	大瀬川		大瀬川		大瀬川		大瀬川		大瀬川		大瀬川		大瀬川		大瀬川		大瀬川		大瀬川		大瀬川		
	大瀬川	大瀬川	大瀬川	大瀬川	大瀬川	大瀬川	大瀬川	大瀬川	大瀬川	大瀬川	大瀬川	大瀬川	大瀬川	大瀬川	大瀬川	大瀬川	大瀬川	大瀬川	大瀬川	大瀬川	大瀬川	大瀬川	
食品・たばこ製造業	2	2	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
繊維工業又は繊維製品製造業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
木材・木製品又は竹製品製造業																							
パルプ・紙・紙加工品製造業																							
出版・印刷・同関連産業																							
化学工業	1	2	2	3	1	1	3	5	8	6	0	6	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2
石油又は石炭製品製造業																							
プラスチック製品製造業																							
ゴム製品製造業																							
皮革・革製品製造業																							
陶業・土石製品製造業																							
鉄鋼業	1	3	3	4																			
非鉄金属製造業																							
金属製品製造業	2	3	3	3	1	1	1	2	7	2	0	9	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
機械器具製造業	3	3	3	3																			
その他の製造業																							
電気業・ガス・熱供給業																							
ガス業																							
洗濯業																							
写真製版業																							
水運業																							
旅館業	3	2	3	2	1	1	2	1	5	6	2	8	6	2	5	5	5	5	5	5	5	5	5
飲食・飲業	2	2	7	9	9	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
病院	5	5	5	5	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
自動車分解整備業																							
自動車修理業																							
試験・研究機関	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
産業廃棄物処理施設																							
一般廃棄物処理施設(ごみ)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一般廃棄物処理施設(し尿)																							
工業排水	21	27	27	27	7	7	1	6	6	1	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
下水道排水処理施設																							
指定地域特定施設																							
その他	10	10	50	50	60	60	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
合 計	10	10	50	50	60	60	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

(4) 府生活環境の保全等に関する条例に基づくもの

(平成11年3月31日現在)

水質 府・委任 政令	淀川		神崎川上流		神崎川下流		豊原川		大和川上流		大和川下流		東洲上流		東洲一帯		東洲下流		計																																			
	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市																																				
	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市	大府 委任市																																				
遊樂用の用に供する河川施設	1	1	1																1																																			
農林畜産物の用に供する施設	8	10	4	6	3	0	12	5	14	2	30	4	44	6					8																																			
パルプ・紙・糊加工品製造場の用に供するコルゲートマ	1	1	1	1	1	5	1	8	2	5	11	2							8																																			
化学工業の用に供する施設	5	5	2	6	2	6	10	8	10	7	41	7	59	14					5																																			
石油製品・石油製品製造場の用に供する施設	1		1				5	9	4	9	5								1																																			
プラスチック製品製造場の用に供する施設																																																						
医薬品・化粧品製造場の用に供する施設	2	3	1	1	1	1	4	10	3	14	3								4																																			
鉄鋼業の用に供する施設																																																						
非鉄金属製錬場の用に供する施設	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																																			
金属製品製造場又は機械器具製造場の用に供する施設	1	3	4	2	3	3	4	22	2	26	2								1																																			
水道施設のつち排水施設	4	7	21		22		1	2	3										4																																			
貯留設備に設置されるちゆうろ施設																																																						
赤土仕出庫又は非当量集水の用に供するちゆうろ施設	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																																			
産業廃棄物処理施設																																																						
陸揚場から排出される水の処理施設																																																						
合 計	6	28	5	37	6	35	4	30	4	13	5	20	11	34	16	55	18	118	14	174	34	4	3	4	3	56	14	14	56	14	15	4	2	1	17	5	17	3	17	3	68	13	8	2	12	11	21	10	266	59	196	42	453	111